

※本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。
本法原文はキルギス共和国司法省法的情報集約データバンク
(<http://cbd.minjust.gov.kg/>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

キルギス共和国法

2019年7月22日付第95号

「官民パートナーシップについて」

第1条 本法で使われる基本概念

本法では以下の基本概念が使われる。

1) **国による支援** – 官民パートナーシップが行うプロジェクトにとり好適かつ互恵的な条件を形成し、官側パートナーによる官民パートナーシップ協定の義務の履行を可能にするための、国による財政支援や経済支援

2) **官民パートナーシップ (以下、PPP [public private partnership] という)** – インフラ施設の設計、資金調達、建設、再生、改修や、既存のまたは新設されるインフラ施設の運営および/またはインフラ関連サービス提供に官が民間を参加させる形の業務提携

3) **国家保証** – PPP プロジェクトに対する投資を保護するために民間パートナーおよび/またはプロジェクト会社に与えられる保証

4) **財務リスク管理国家機関** – PPP の事業に係わる財務リスク管理に関し、キルギス共和国政府から権限を委ねられた国家機関

5) **官側パートナー** – ひとつ以上の、国や地方自治体の行政機関、国営や地方自治体の経営する企業や施設、議決権付き株式の50%以上が国に属する株式会社

6) **管轄政府当機関が承認する文書** – 管轄政府機関が承認するマニュアル、規程、規則などの文書であって、PPP で行うプロジェクトの対象を見い出し、プロジェクトを発案、準備、実行する上で助けとなるもの

7) **関係者** – PPP プロジェクトに応札および/もしくは PPP プロジェクトを発案する個人事業主、キルギス共和国もしくは外国の法令に則って登記された法人、コンソーシアム

8) **入札資格審査参加者募集告知** – 官側パートナーが作成・承認する文書であって、以下を含む。

- a) PPP プロジェクトの説明
- b) 入札参加者の資格要件
- c) PPP プロジェクトに対する最低限要求
- d) 民間パートナーの評価・選抜基準
- e) 資格審査参加申請書提出期限

f) 応札者および／または PPP プロジェクトに対する要求を定めるその他の情報。

9) **入札参加者募集告知** - 官側パートナーが作成・承認する、応札者の技術・価格オフィサーが満たすべき要求を含む文書

10) **インフラ施設関連サービス** - 社会的、経済的または生産のための役務および／またはサービスであって、インフラ施設を使用して提供される、および／またはインフラ施設の保守に係わるものを含む。

11) **インフラ施設** - 社会的、経済的または生産のための資産であって、国もしくは地方自治体あるいは民間の所有下にあるもの

12) **コンソーシアム** - 共同入札のために一時的に設立された、2者以上の個人事業主および／または法人からなる団体であって、法人格を持たず、契約などの文書に基づいて行動するもの

13) **PPP 大規模プロジェクト** - 7億ソムを上回る金額の投資が見込まれる PPP プロジェクト

14) **PPP プロジェクトに対する最低限要求** - 最低限必要な技術面・操業面・経済面などでの要求であって、PPP プロジェクトの実施に必要不可欠なもの

15) **PPP 公式ウェブサイト** - 管轄政府機関が指定するウェブサイト

16) **PPP プロジェクト発案書** - 以下を含む文書。

a) PPP プロジェクトの説明

b) PPP プロジェクト実施の目的と課題

c) 当該インフラ施設および／もしくはインフラ関連サービスを PPP の対象にする妥当性の根拠

d) PPP プロジェクト実施に予定される投資額

e) PPP プロジェクトに対する最低限要求

f) PPP プロジェクト実施期間

g) PPP 協定当事者が PPP プロジェクトの実施により収入を得る可能性の評価を含む財務・経済的および法的分析、ならびに予想される投資額

h) 国による財政支援および／または経済支援の種類と条件

i) PPP プロジェクト発案の必要性、ならびにそれが国益に合致することの根拠を示す文書。

17) **民間発案書** - 以下を含む文書。

a) PPP プロジェクト発案書に含まれるべき文書

b) 民間発案書を提出する関係者に、同文書にあるものと類似したプロジェクトを実施した経験があることを証明する文書

c) 予定投資額ならびに予定投資額の5%以上を出資するための資金があることを証明する文書

d) 文書による金額の裏付けを伴う民間発案書の作成に要する費用明細で、その金額が

予定出資額の1%を超過しないもの

e) PPP プロジェクト協定の主要条件

f) 関係者が清算および破産処理の過程にはなく、またキルギス共和国予算に対して納税に関する負債がないことを証明する文書。

18) **PPP プロジェクト** - インフラ施設の設計、資金調達、建設、再生、改修や、既存のもしくは新設されるインフラ施設の運営および／またはインフラ施設使用に係わるサービス提供に官が民間を参加させることに関する提携関係の総体であって、PPP 協定によって規制されるもの

19) **プロジェクト会社** - キルギス共和国の法令に則り設立され、PPP プロジェクトの実施を主業務とする法人

20) **PPP 協定** - 国と民間がパートナーとなって締結する契約書であって、PPP プロジェクトを実施する上での双方の権利、義務、責任およびその他の条件を規定するもの

21) **資金協定** - 官民のパートナーおよび／もしくはプロジェクト会社や金融機関がパートナーとなって締結する契約書であって、PPP 協定が有効なあいだおよび PPP 協定を変更・終了する際、これら提携の条件と手順を定めることを目的とするもの

22) **入札オファー** - 応札者の技術・価格オファーを含む文書一式

23) **入札文書** - 入札資格審査参加者募集告知、入札参加者募集告知、および PPP 協定の草案

24) **管轄政府機関** - キルギス共和国における官民パートナーシップに関する政策と規制の問題についてキルギス共和国政府から権限を委ねられた国家機関

25) **応札者** - 入札に参加する個人事業主、キルギス共和国もしくは外国の法令に則って登記された法人、コンソーシアム

26) **金融機関** - PPP プロジェクトの資金調達および／もしくは保証供与に係わる、キルギス共和国または外国の法令に則って登記された銀行および金融機関、ならびに国際金融機関

27) **民間パートナー** - 入札の結果に基づいて官側パートナーと PPP 協定を締結した者。

第2条 PPP に関するキルギス共和国の法令

PPP に関するキルギス共和国の法令はキルギス共和国憲法に立脚し、キルギス共和国の民法典、本法、本法に基づいて採択される法規文書、ならびに法の定める手続きを経て有効となった、キルギス共和国が締約国となっている国際条約からなる。

第3条 PPP の適用

1. PPP は以下に示す分野のインフラ施設および／もしくはインフラ関連サービスに適用される。

1) 電力および熱エネルギーの生産、送電（熱）、配電（熱）、販売

- 2) 自動車輸送、鉄道輸送、水上輸送、航空輸送、都市交通
- 3) 自動車道および鉄道（橋梁とトンネルを含む）
- 4) ライフライン、公共サービス
- 5) 医療、治療・予防およびその他の保健システム関連業務
- 6) 教育、育成、文化および社会サービス
- 7) 移動体通信、固定通信および遠距離通信
- 8) 観光、レクリエーションおよびスポーツ
- 9) 水資源
- 10) 電子制御
- 11) 金融および銀行業
- 12) 広範な需要家を対象とするその他のサービス。

2. PPP は、地下資源利用、国家調達および民営化に係わるインフラ施設および／またはインフラ関連サービスには適用されない。戦略目標一覧に掲げられた対象物に適用する場合は、戦略目標に関する法令を遵守しなければならない。

3. 民間パートナーを選ぶ入札を行い、PPP 協定を履行する過程は、キルギス共和国の PPP に関する法令に基づき行われ、政府調達および民営化に関するキルギス共和国の法令は適用されない。

第4条 PPPに関する原則

キルギス共和国における PPP は法の支配、公平、透明性、競争、契約の自由および環境保護の原則に基づいて行われる。

第5条 官民の間でのリスク分担

官民の間でリスクを分担することは PPP プロジェクトの必須条件であり、PPP 協定で定められるものとする。

第6条 官側パートナーの権限

1. 官側パートナーの権限には、PPP プロジェクトの準備、入札の実施、PPP プロジェクト実施状況のモニタリングおよび評価、ならびに本法およびキルギス共和国法規文書に定める権能の行使が含まれる。

2. 2者以上の官側パートナーが PPP プロジェクトの準備と入札を行うときは、それらパートナー間の提携方法は互いに協定を結んで定める。PPP プロジェクト実施段階における官側パートナー各々の権限は PPP 協定で定める。

3. PPP プロジェクトの準備と入札、PPP プロジェクト実施状況のモニタリングおよび評価に関し、官側パートナーは独立の専門的アドバイザーを参加させることができる。

第7条 国による財政支援

1. PPP プロジェクトを実施するために、官側パートナーは民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社に国による財政支援を提供するか、あるいは提供されるよう協力することができる。

2. 国による財政支援は、国家予算、外国政府および国際団体からの助成金、特別基金および／またはキルギス共和国の法令が禁じていないその他の資金により行うことができる。

3. 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社に対する国による財政支援には以下の種類がある。

- 1) 官側パートナーの義務履行保証
- 2) 補助金
- 3) PPP プロジェクトを実施するために必要とされる資金の一部提供
- 4) PPP プロジェクトの財政面の活力を担保するプロジェクトの最低限の収益性の保証
- 5) PPP プロジェクトを実施するために導入される資金に係わる為替および／または公定歩合が変動する場合に対する支援の提供
- 6) キルギス共和国の法令が定める手順による課税優遇措置の提供。

第8条 国による経済支援

1. PPP プロジェクトを実施するために官側パートナーは民間パートナーおよび／もしくはプロジェクト会社に国による経済支援を提供するか、または提供されるよう協力することができる。

2. 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社に対する国による経済支援には以下の種類がある。

1) PPP 協定により与えられるインフラ施設に対する権利に加え、キルギス共和国の法令に則ったその他の動産および不動産に対する権利の供与

2) 国有および／または地方自治体所有の不動産に対する地役権

3) キルギス共和国の法令に則った、国有財産および／または地方自治体所有の財産の賃貸使用料の割引

4) キルギス共和国の競争に関する法令に則った、PPP 協定の枠内における国または地方自治体からの優先的待遇の提供

5) 認可やライセンスの取得に対する協力

6) 官側パートナーからの、キルギス共和国の法令に反しない、その他の種類の支援。

第9条 国家保証

PPP プロジェクトへの民間投資を保護するために、民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社は以下を保証される。

- 1) PPP 協定およびキルギス共和国の法令に定める場合を除く、民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社の経済活動に対する官側パートナーからの不介入
- 2) キルギス共和国の法令に定められた手順による国有化および類似の措置からの民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社の財産の保護
- 3) PPP プロジェクトに投下された資本、それから得られた収益を、キルギス共和国の法令によって禁止されていない目的で自由に所有し、利用し、処分する権利
- 4) キルギス共和国の法令に則り、キルギス共和国領内で現金および現金以外のキルギス共和国通貨および／または外貨の売買（交換）を行い、外貨を国内や国外に移動させる（持ち込み、持ち出す）権利
- 5) 国家機関および／または地方自治体の機関、その職員の不法な作為（不作為）の結果として、民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社が被った損害に対し、PPP 協定およびキルギス共和国の法令に則って補償される権利
- 6) 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社にとって PPP プロジェクト実施条件を PPP 協定にある条件より悪化させるような法規文書が採択された場合に、PPP 協定の条件を見直す、または PPP 協定を期限前に破棄する、およびそれにより生じた損害の補償を求める権利。

第 10 条 PPP プロジェクトの段階

PPP プロジェクトは以下の段階に分かれる。

- 1) PPP プロジェクトの準備
- 2) 入札実施
- 3) PPP プロジェクトの実施。

第 11 条 PPP プロジェクトの準備

1. PPP プロジェクトの準備は官側パートナーが行い、以下をその内容とする。
 - 1) PPP プロジェクト発案書の作成
 - 2) 入札文書の作成
 - 3) 入札委員会の設置。
2. PPP プロジェクト発案書は、官側パートナーもしくは民間パートナーが、国の社会経済発展プログラム、PPP 発展プログラム、分野別プログラム、さらには各種の発展プログラムや発展計画を考慮した上で作成することができる。
3. 官側パートナーは自らが PPP プロジェクト発案書を承認した日から 5 暦日以内に、管轄政府機関に PPP プロジェクトの準備が始まることを通知する。
4. PPP プロジェクト発案書を承認した後、官側パートナーは入札文書を作成して承認する。
5. PPP プロジェクトが国家予算からの資金拠出を前提とする場合、入札文書は官側パ

ートナーが承認する前に、管轄政府機関および財務リスク管理国家機関との、予算リスク発生に関する事前の同意を得なければならない。本項に定める管轄政府機関と財務リスク管理国家機関の同意がないときは、官側パートナーは入札文書を承認してはならない。

6. 入札文書が承認された後、官側パートナーは個々の PPP プロジェクトごとに入札委員会を設置し、承認する。

7. 入札委員会は PPP プロジェクト各々について設置される。入札委員会の構成は官側パートナーが任命し、承認する。入札委員会の定員は奇数とし、5 名以上としなければならない。委員会の構成には管轄政府機関の代表、当該インフラ施設について経験と知見のある専門家、経済もしくは財務の専門家、法務の専門家、PPP プロジェクトの影響を直接被る地域社会の代表が含まれていなければならない。入札委員会委員には当該プロジェクトについての利益相反があってはならない。

入札委員会を設置し、その活動と権限を承認する手続き、ならびに入札委員会委員の資格要件は、管轄政府機関の承認する文書およびキルギス共和国政府の承認する PPP 分野の法規文書により定める。

第 12 条 入札の実施

1. 民間パートナーは入札により選択される。

2. 入札は、本法、入札実施規則、管轄政府機関の承認する文書、ならびにキルギス共和国政府が承認する PPP 分野の法規文書に定める手順で実施される。

3. 入札は以下の 2 段階よりなる。

- 1) 資格審査
- 2) 落札者の選定。

第 13 条 資格審査

1. 資格審査段階では、官側パートナーは管轄政府機関の PPP 発展公式ウェブサイトに入札資格審査参加者募集告知 を掲載する。大規模 PPP プロジェクトの入札を行うときは、入札資格審査参加者募集告知 を国際的なマスメディアに管轄政府機関の承認する文書に定める方法で公表することも可能である。公表された入札資格審査参加者募集告知を変更することはできない。

2. 資格審査への申請書募集は入札委員会が、入札資格審査参加者募集告知に記載された募集期間、ただし告知公表日以後、30 暦日以上 60 暦日間以下の期間、に行うものとする。大規模プロジェクトの場合、入札資格審査参加者募集告知に記載される募集期間は、告知公表日以後、60 暦日以上 90 暦日間以下とする。

3. 資格審査は資格審査参加申請書が一通でもあれば実施される。ただし大規模プロジェクトの資格審査については、申請書が一通だけの場合は入札が成立したとは認められず、入札委員会は入札不成立の公表後 30 暦日以内に再入札を発表しなければならない。大規模プ

プロジェクトの再入札を行う場合、資格審査申請書が一通でもあれば十分となる。

資格審査への申請書が入札資格審査参加者募集告知 に示した資格要件を満たしていないときは、入札委員会はこれを受理しない。

第 14 条 落札者の選定

1. 落札者を選定する段階では、官側パートナーは入札参加者募集告知と PPP 協定草案を資格審査に合格した応札者に提示する。

2. 技術・価格オファーを含む入札オファーの募集は入札委員会が、入札参加者募集告知に示した期間、ただし資格審査に合格した応札者に入札参加者募集告知と PPP 協定草案を送付した日以後、30 暦日以上 60 暦日間以下の期間、に行うものとする。大規模プロジェクトの場合、技術・価格オファーを含む入札オファーの募集は、入札委員会が資格審査に合格した応札者に入札参加者募集告知と PPP 協定草案を送付した日以後、60 暦日以上 90 暦日以下の期間に行うものとする。

3. 落札者の選定はひとつでも入札オファーがあれば行うことができる。

4. 応札者は、入札参加者募集告知に記された入札条件にしたがい入札担保を差し入れなければならない。

5. 入札参加者募集告知の要求を満たし、PPP プロジェクトの実施条件が最上であると入札委員会が認めた技術・価格オファーを提出した応札者が落札者と認められる。入札委員会が、どの応札者が提出した技術オファーおよび／または価格オファーも入札参加者募集告知の要求を満たしていないとみなしたときは、同委員会は入札を不成立とし、再入札を公示することができる。

6. 入札委員会は PPP の公式サイトに落札者情報を公表する。

7. 応札者が入札に要した費用は、入札結果の如何を問わず補償されない。

8. 落札者が提供した情報と事実との不一致を入札委員会が発見したときは、入札委員会はそうした不一致を証明する文書を示すことにより落札者を失格とする決定を下すことができる。

9. 落札者が失格となったときは、入札委員会は入札で落札者の次点となった応札者を本法第 15 条第 3 項に示す手順により落札者とするすることができる。

第 15 条 PPP 協定の締結

1. PPP 協定は、PPP の公式サイトで落札者情報が公表された日から 30 暦日以内に締結されなければならない。本法第 18 条第 3 項に定める場合には、コンソーシアムが設立したプロジェクト会社との PPP 協定締結期限をさらに 30 暦日間延長することができる。

2. 官側パートナーは落札者と PPP 協定の条件について交渉を行うことができる。交渉の過程で PPP 協定の条件を変更することができる。PPP プロジェクトに対する最低限要求に相当する条件は、要求がより厳格化される場合に限り、双方の合意により変更できる。

3. 本条第1項の期限が過ぎても落札者が PPP 協定に署名しなかったときは、入札委員会は落札者を失格とし、入札で次点となった応札者を落札者とし、PPP 協定を当初の落札者を失格とした日から 30 暦日以内に締結するよう同者に提案することができる。新たな落札者に PPP 協定締結の提案をした日から 30 暦日以内に官側パートナーに回答がない場合、入札委員会は入札を不成立とし、再入札を公示することができる。

4. 落札者は PPP 協定により生じる落札者の義務の履行を保障するための担保を官側パートナーに差し入れなければならない。PPP 協定により生じる義務は入札参加者募集告知および／または PPP 協定により定められる。

5. 本条第1項の期限が過ぎても官側パートナーが PPP 協定に署名しない場合、民間パートナーが応札するために要した、文書により証明された費用を、キルギス共和国の法令の定める手順により落札者は官側パートナーに請求することができ、官側パートナーはこれを補償しなければならない。落札者は、本法第 14 条第 8 項により失格とされた場合、応札に要した費用の補償を請求することができない。

第 16 条 PPP プロジェクトの実施、そのモニタリングと評価

1. PPP プロジェクトは PPP 協定に則り実施される。

2. 官側パートナーは PPP 協定に則り実施状況のモニタリングと評価を行う。

3. 毎年 1 回、ただしその年の 5 月 1 日以前に、民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社は官側パートナーに前年の PPP プロジェクトの実施状況報告および会計報告を提出しなければならない。年次会計報告は事前に独立した監査人の確認を受けなければならない。

4. PPP プロジェクトに国家予算が拠出されている場合、官側パートナーは前年の PPP プロジェクトの実施状況報告および会計報告の写しを管轄政府機関および財務リスク管理国家機関に、民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社から当該報告を受け取った日から 30 暦日以内に提出しなければならない。

官側パートナーは管轄政府機関に、PPP プロジェクトの実施状況の分析評価を受けるために、官側パートナーが実施しているすべての PPP プロジェクトの前年についての総合報告書を提出しなければならない。

第 17 条 関係者が提出する PPP プロジェクト発案書

1. 関係者は官側パートナーに民間発案書を提出することができる。

2. 民間発案書が提出された日から 30 暦日以内に、官側パートナーはその審査を終え、仮採用または却下の決定を下さなければならない。民間発案書の審査期間に官側パートナーは関係者に、同人の発案事項を実施する資格と実施経験に関するものを含む追加文書と追加情報を要求することができる。仮採用の決定が下された場合、官側パートナーは決定した日後 5 暦日以内に民間発案書受領の情報を PPP の公式サイトに公表しなければならない。

3. PPP プロジェクト発案書を却下する場合、官側パートナーは民間発案書を却下する根拠を示す理由書を関係者に送付しなければならない。その際、関係者が負担した費用は補償されない。発案書を却下された後、関係者から官側パートナーに提出されたあらゆる文書の原本と写しの返却を、関係者は請求することができ、官側パートナーはそれを返却しなければならない。

4. 民間発案書の仮採用が決定された場合、官側パートナーは 30 暦日以内に関係者に追加文書と追加情報を要求し、官側パートナーの目的、課題、プロジェクトおよび計画に民間発案書を適合させるために詳細な交渉を行うことができる。

5. 官側パートナーが民間発案書を採用する最終的な決定を下した場合、官側パートナーは 30 暦日以内に PPP 協定を用意し、本法第 11 条ないし第 13 条に定める手順にしたがって入札参加者募集告知を公示する。

6. 本法第 13 条の資格審査段階において民間発案書を提出した関係者からの申請書以外に、

- 1) 資格審査への参加申請がないときは、入札委員会は本法第 13 条を適用することなく、民間発案書を提出した関係者を落札者としなければならないが、ただしそれは、落札者となるものが PPP プロジェクトに対する最低限要求を満たしており、さらに大規模プロジェクトでない場合に限られる。大規模プロジェクトにおいては、競合する入札者がいない場合入札は不成立となり、入札委員会は入札が不成立とされた日から 30 暦日以内に再入札を公示しなければならない。大規模プロジェクトの再入札においては、資格審査は参加申請書が一通だけであっても成立し、その申請書を提出した者を、PPP プロジェクトに対する最低限要求を満たしている限り、落札者とするすることができる。
- 2) 資格審査への参加申請書が他の関係者からも提出されたときは、入札は本法の定めるところにしたがって行われる。ただし、他の参加者の申請書における価格オファーが官側パートナーにとってさらに有利なものであった場合、民間発案書を提出した関係者に己の価格オファーをさらに有利なものと同じになるよう 30 暦日の間に見直す権利を与える。民間発案書を提出した関係者がこの権利を行使しないときは、上記のさらに有利な価格オファーを提示した他の関係者が落札者となる。

7. 民間発案書を提出した関係者以外の者が落札者となった場合、落札者は民間発案書を提出した関係者に対し、民間発案書に記された民間発案書の作成にかかった費用を補償しなければならない。

8. 民間発案書、それに付属する文書および情報は秘密とされ、官側パートナーはそれらをその発案書を評価する以外の目的で利用してはならない。官側パートナーは、民間発案書を提出した関係者の同意があった場合に限り、民間発案書に含まれる情報を開示することができる。

第18条 PPP協定の当事者およびPPP協定に適用される法律

1. PPP協定は官側パートナーと落札者の間で締結される。
2. プロジェクト会社はPPP協定の当事者になることができる。
3. コンソーシアムが落札者となったときは、PPP協定は官側パートナーとコンソーシアムが設立したプロジェクト会社との間で締結される。
4. PPP協定に適用される法律はキルギス共和国の法令である。
5. PPP協定の当事者は、PPPプロジェクト実施の枠内において第三者とPPP協定を補完する契約を他に結ぶことができる。

第19条 PPP協定

1. PPP協定は以下の条項を必須として備えていなければならない。
 - 1) PPP協定の対象
 - 2) 当事者の権利、義務および責任
 - 3) PPP協定の有効期限
 - 4) PPPプロジェクト実施過程において提供されるインフラ関連サービスの最小量、その提供手順および品質基準
 - 5) 国による財政・経済支援の種類と支援条件
 - 6) 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社がPPPプロジェクト実施に直接関係しない業務を行うときの規定
 - 7) PPPプロジェクト実施に係わるリスクのPPP協定当事者間における分担
 - 8) インフラ関連サービスの対価の支払い方法
 - 9) インフラ施設の所有、利用および処分に関する規定
 - 10) PPP協定当事者の義務の履行を担保する方法
 - 11) PPPプロジェクト実施状況をモニタリングし、評価する方法
 - 12) PPPプロジェクト付保に関する要求
 - 13) PPP協定履行に関連して民間パートナーに引渡されたインフラ施設のPPP協定終了後の法的取り扱いに関する規定
 - 14) PPPプロジェクト実施時になされる役務および／またはサービスをめぐる環境保護および安全に関する要求
 - 15) PPPプロジェクトにより転居を余儀なくされる住民の移転方法とその補償の支払い方法
 - 16) 不可抗力事態が出来たときの当事者の行動
 - 17) PPP協定に定められたPPPプロジェクト実施条件を民間パートナーにとって悪化させる法規文書が採択されたことにより生じた損害の補償方法
 - 18) PPP協定を変更、延長、停止する手順と条件であって、PPP協定を期限前停止する根拠およびPPP協定期限前停止により生じる損失の補償方法を含むもの

- 19) PPP 協定から生じ、かつ PPP プロジェクトの実施に関連する紛争の解決手順
- 20) PPP 協定の期限満了時に、協定履行のために提供されたインフラ施設やその他の権利を官側パートナーに返還する手順。

2. PPP 協定は必須条項に加え、キルギス共和国の法令に反しない条項を含むことができる。

第 20 条 民間パートナーおよびプロジェクト会社の PPP 協定に係わる権利と義務の譲渡

1. 民間パートナーおよびプロジェクト会社の権利と義務は、キルギス共和国の法令に則り、かつ官側パートナーの書面による事前の同意がある場合に譲渡することができる。

2. 大規模 PPP プロジェクトの場合、民間パートナーおよびプロジェクト会社の権利と義務は、官側パートナーの書面による事前の同意があれば、PPP プロジェクト実施のための資金を提供した金融機関に譲渡することができる。

第 21 条 PPP 協定の有効期限

1. PPP 協定は PPP プロジェクト実施上の特異事項に応じ、期間 30 年を限度として締結できる。

2. PPP 協定の有効期限は、PPP 協定にその旨の定めがある場合に延長できる。

第 22 条 PPP 協定の効力停止手順

PPP 協定は以下の場合にその効力を失う。

- 1) PPP 協定の有効期限が満了となる。
- 2) PPP 協定の両当事者が書面により同意する。
- 3) PPP 協定当事者の一方が PPP 協定に定める手順にしたがいその旨を発案する
- 4) 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社が活動を停止した場合、あるいは民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社が破産した（支払不能になった）場合。

第 23 条 PPP 協定効力停止の事後処理

1. PPP 協定の効力が停止された場合、民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社は、PPP 協定に別段の定めがない限り、以下を行わなければならない。

- 1) PPP 協定の条件にしたがい、第三者の抵当権が一切設定されていない状態にある、官側パートナーから委ねられているインフラ施設および資産を、官側パートナーに引き渡す。
- 2) 官側パートナーの人員を、インフラ施設の運営と保守について、および／またはインフラ関連サービスの提供について対応できるよう養成する。
- 3) インフラ施設を官側パートナーに引き渡した後 3 カ月以上、インフラ関連サービス

の提供を、必要な場合には予備品の供給を含めたりソースの供与を、中断なく行えるようにする。

2. PPP 協定の一方向の当事者の責により協定が期限前停止される場合、責のある方の当事者には他方に対し、PPP 協定の期限前停止により被る損失を補償する義務が生じる。

第 24 条 プロジェクト会社

1. 民間パートナーは PPP プロジェクトを実施する目的でキルギス共和国の法令に則りプロジェクト会社を設立することができる。

2. 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社の活動の停止、財産の抵当権設定、株式（財産の持分、持株）の処分もしくは抵当権設定、定款（株式）資本の変更は、PPP 協定に別段の定めがない限り、官側パートナーの書面による事前の同意がなければ行えない。

第 25 条 PPP プロジェクトの資金調達

1. 民間パートナーおよびプロジェクト会社は PPP プロジェクト資金調達のために借款、融資を受けることができる。

2. 民間パートナーおよびプロジェクト会社は、PPP プロジェクト資金調達のために官側パートナーの同意を得ずに、自らの所有する財産を抵当に入れたり、債務を担保するその他の方法を利用したりすることができる。

3. 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社が一時的に所有したり、利用したりしている国または地方自治体が所有している資産は、PPP 協定に別段の定めがない限り、抵当に入れることができない。

4. 官側パートナー、民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社は、PPP プロジェクト資金調達のために金融機関と融資契約を結ぶことができる。

第 26 条 インフラ関連サービス需要家の権利

1. キルギス共和国の法令もしくは PPP 協定に別段の定めがない限り、PPP プロジェクトを実施している民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社はインフラ関連サービスの需要家を平等に扱わなければならない。

2. 民間パートナーおよび／またはプロジェクト会社とインフラ関連サービス消費者との関係は、消費者保護や技術規制に係わるキルギス共和国の法令、ならびにその他のキルギス共和国の法規文書により規制される。

第 27 条 紛争解決の方法

1. 入札過程において応札者と入札委員会の間が生じる紛争、ならびに PPP プロジェクト発案書却下の問題は、行政措置や行政手続きに関する法令が定める方法により解決する。

2. PPP 協定の締結、履行および停止について同協定当事者間で生じる紛争は、PPP 協

定の規定に則り交渉で解決する。当事者たちが交渉による解決に至らず、がキルギス共和国仲裁裁判所や国際商事仲裁などの調停に委ねることで合意しない場合は、紛争はキルギス共和国の法令に則り、キルギス共和国の司法機関が審理することになる。

第 28 条 本法の発効

1. 本法は公布日の 3 カ月後に発効する。

新聞 「エルキン・トオ」 2019 年 7 月 26 日付第 62 号上にて公布

2. キルギス共和国政府は、本法公布後 3 カ月以内に関連法規文書を本法に適合させる。

3. 本法発効後、以下の法規文書は失効したものとみなす。

1) 2012 年 2 月 22 日付キルギス共和国法第 7 号「キルギス共和国における官民パートナーシップについて」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ (国会) 公報、2012 年、第 2 号、掲載番号 1899)

2) 2016 年 6 月 22 日付キルギス共和国法第 88 号「『キルギス共和国における官民パートナーシップについて』の変更について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ 公報、2016 年、第 6 号、掲載番号 537)。

4. 本法発効日より、準備もしくは入札の段階にある PPP プロジェクトの実施は、本法に定める手続きに則り、官側パートナーの裁量により行われる。

キルギス共和国大統領

S. ジェエンベコフ